

△機關紙発行の件

(組合本部提呈)

説明 春日 觀良

從來発行された旬報は組合員全部に回讀されないので支部の幹部に充分に讀まれない様に見える故に本部の活動及び組合の全線的情勢を組合員に對しに理解せしめるのであるが、此の際各支部と協力して實現したい

方法

- 一 毎月一回発行とし、発行日は十五日、但し旬報を廃す、
- 一 経費は本部費より支出す
- 一 但し、加入金の値上げを實現したし、
- 一 其他は(名称、創刊期日等)は執行委員會に一任せらるべし

△會費及加入金値上の件

(組合本部提呈)

説明 春日 觀良

②

本組合の組合費を五十銭とし加入金を五十銭とす

三十銭の組合費では、組織の全機操に活動な活動は行はれ得ない、故に本組合過半数の支部は組合費五十銭を發行してゐる、組合費値上は、残る三十銭徴集の支部は同じく五十銭に努力を實現されたいと云ふのである、加入金値上は機關紙発行と密接な関係を持つてゐる、組織宣傳に多少の困難を感ずるか、知れないが、果敢な闘争を行ふに、ついで絶對的の値上げが必要である、

- 一 現在組合費三十銭を徴集して居る支部は今年十月度迄に五十銭に改正すること、
- 一 七月四日より加入金の加入金は五十銭に改正す